

採卵養鶏組合における高病原性鳥インフルエンザ防疫強化への取組

県央家畜保健衛生所

米持 修 齋藤 恵
宮地 明子 宮下 泰人
前田 卓也

はじめに

平成22年秋から平成23年春にかけて、我が国においては9県24の養鶏農場でH5N1ウイルスの感染による高病原性鳥インフルエンザ（以下、「HPAI」）の発生が確認された。また、野鳥においては、16道府県26地域（28市町村）で15種60羽のHPAIウイルスの分離事例が報告された。HPAI疫学調査チームによると、「平成20年以降に野鳥における検査体制が整えられたことを考慮しても、過去の事例以上に野鳥での感染が拡大していた可能性を示すものと考えられる。」と報告している¹⁾。

このような状況を踏まえ、本病の防疫体制の更なる強化を図るため、平成23年4月に家畜伝染病予防法（以下、家伝法）が改正され、さらに、飼養衛生管理基準（以下、「基準」）並びに「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（以下、「防疫指針」）」も見直され、同年10月1日付けで施行された（図1）。

基準は、畜産農家へのウイルスの侵入防止を日頃から徹底する観点から、①農家の防疫意識の向上、②消毒等を徹底するエリア（以下、「衛生管理区域」）の設定、③毎日の健康観察と異状確認時における早期通報・出荷停止、④埋却地の確保、⑤大規模農場に関する追加措置の新設等について、畜種毎に、より具体的に見直された。



図1 HPAIの防疫強化

基準の遵守指導の流れ

当所における家きん所有者や農場管理者等に対する基準の遵守指導は、先ず、管内各地域において説明会や講習会を開催し、さらに、養鶏農場の全戸巡回により、基準の遵守、衛生管理区域の設定及び定期報告書の作成等について、現地指導や個別相談を行った。

さらに、防疫指針に基づき、各養鶏農場の遵守状況の確認を行い、改善の必要がある場合は、その改善方法を指導した後、後日、改善状況の確認を行った（図2）。

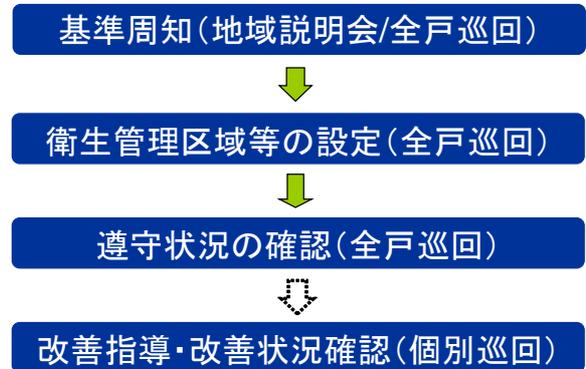


図2 基準指導の流れ

遵守指導の問題点

基準の目的は、悪性の家畜伝染病の発生予防のみならず、慢性疾病の予防による生産性の向上等、経営面でも効果も期待できるとされているが、養鶏農家は直ちにその効果が実感できないため、①飼料価格が高騰し経営が厳しいため経費がかかる対策は難しい。②基準を守って作業を行うと、手間が増えて集卵や直売等に支障を生ずる。③鶏舎入口付近に消毒薬や専用の靴を置く場所がない等の意見があり、さらには、④他の養鶏場でも全ての事項が遵守できていないだろう。との否定的な意見も聞かれた（図3）。

そのような中、管内一養鶏組合（以下、「組合」）が、当所指導のもと、組織的に防疫強化に取り組んだところ、一定の効果が得られたので、その概要を報告する。

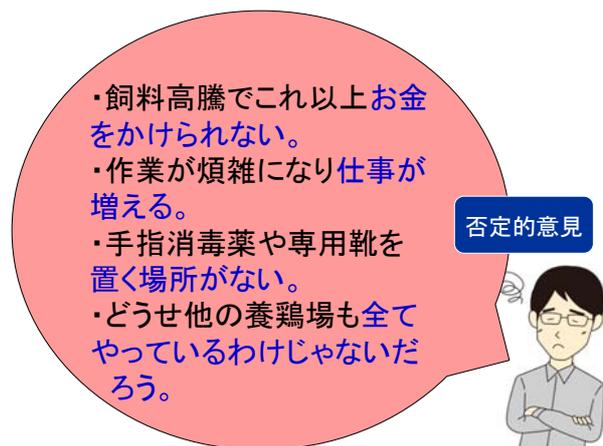


図3 基準に対する農家の意見

組合の概要

組合は丹沢山麓の標高100m余りの台地に位置し、15農場と70棟の鶏舎からなり、県内の採卵用成鶏の過半数に当たる約60万羽を飼養する（表1）。

組合敷地には、鶏舎、集卵所、GPセンター、共同堆肥化施設及び直売所等の養鶏関係施設の他、組合員の住居も点在し、農場間の公道を一般車両が通過する（写真1）。

また、2名の農場管理獣医師（以下、「管理獣医師」）が従事し、各農場の生産衛生管理指導や自衛防疫対策を担っている。

組合では平成23年4月の家伝法改正以前から、①農場入口の車両消毒用ゲートによる農場進入車両の消毒。②原卵運搬車及び飼料運搬等農場内通行車両の消毒ポイントの設置。③郵便物や宅配業者等の一般外来者の窓口を一元的管理。④原卵輸送用コンテナ及びエッグトレイの洗浄消毒設備の整備。⑤異常鶏発見時の通報体制の整備等、防疫対策を徹底してきた。

表1 組合の概要

・農場数	: 15農場（事業所）
・鶏舎数	: 計70棟（開放46/ウィンドレス24）
・飼養羽数	: 採卵用成鶏/計約60万羽 （約2～10万羽/1農場当たり）
・導入日齢	: 120日齢前後（大雛）
・管理獣医師	: 2名
・関連施設	: GPセンター、直売所、 鶏糞処理・肥料製造プラント
・事業内容	: 飼料、雛、資材等の共同購入 鶏卵の処理、販売 鶏糞堆肥の処理、販売



写真1 組合の全景

当所と組合の防疫強化への取り組み

1 家伝法等改正説明会

平成23年11月、当所、農場管理者、組合役員及び管理獣医師の参加のもと、家伝法改正の概要、新たな基準及び定期報告等について説明会を開催した。当所の説明後、組合長から「組合として組織的に防疫強化へ取り組んで行く。」と決意表明がなされ、各農場管理者の責務が明確化

私たち養鶏組合は、高病原性鳥インフルエンザ対策やサルモネラ対策を徹底し、健康な鶏を飼養するため、**飼養衛生管理基準を遵守し、更なる防疫対策の強化に取り組み、安全で安心な鶏卵を生産します。**

- ・全農場が参加します！
- ・各農場の取組状況を透明化します！
- ・優良な事例を共有化し波及します！

図4 組合取組方針

された（図4）。

2 衛生管理区域等の設定

平成24年1月、当所と管理獣医師で、各農場の衛生管理区域の設定について検討した。

農場毎に作業動線と関係施設の配置を考慮した衛生管理区域を検討し、飼料、原卵及び食鳥等運搬車両の消毒方法について協議した。また、埋却候補地の選定や初めての提出となる定期報告の添付書類の作成方法等の相談にも対応した。

その後、管理獣医師は各農場管理者に対し、衛生管理区域における基準の遵守方法等について指導し、鶏舎構造や作業動線に基づいた基準遵守への取り組みが開始された。

3 基準の遵守状況確認

平成24年10月初旬の4日間、当所職員（2名）と管理獣医師（1名）で、「平成24年度におけるHPAI等の防疫対策の強化について（平成24年9月10日付け24消安第3025号農林水産省消費・安全局長通知）」のチェック表（48項目）に基づき、全15農場における基準の遵守状況の確認を行った（表2）。

表2 遵守状況確認の概要

・実施時期：	平成24年10月初旬 （4日間）
・確認者：	家畜防疫員（2名） 管理獣医師（1名）
・対象：	15農場 （農場管理者15名/70鶏舎）
・確認項目：	農水省通知チェック表 （48項目）
・所要時間：	1農場当たり約1時間 （延べ約15時間）

4 改善指導講習会の開催

平成24年10月中旬、3の「基準の遵守状況確認」の結果に基づき、当所、農場管理者、組合役員及び管理獣医師の参加のもと、改善指導講習会を開催した。1の「家伝法等改正説明会」での組合長の決意表明のとおり、全農場の遵守状況の結果はオープンにし、一農場毎に改善箇所指摘と改善方法を指導した後、具体的な改善方法案等の意見交換を行った（表3）。

表3 改善指導講習会の概要

・開催時期：	平成24年10月中旬
・参加者：	組合役員 農場管理者 管理獣医師 家畜保健衛生所
・内容：	遵守状況確認結果 個別改善箇所指摘 個別改善方法指導 優良取組事例紹介

5 改善状況の確認

4の「改善指導講習会」の1ヶ月後、当所職員（2名）と管理獣医師（1名）で、全15農場における改善状況の確認を行った。

組織的取り組みの効果

1 基準の遵守状況

平成24年10月初旬に実施した各農場の遵守状況を概要を図5に示した。12項目については、全15農場で遵守されていたが、「鶏舎の出入り時の手指の消毒の実施」が14農場で、また、「鶏舎毎の専用の靴の使用」が9農場で、さらに、「防鳥ネットの一部破損」や「鶏舎の隙間」については、各5農場で改善が必要な箇所が確認された。改善が必要な箇所については、その場での口頭指導に加え、講習会による指導を行った。その後約1ヶ月間の改善期間を経て、各農場の改善状況を確認したところ、全農場で計41あった改善指導箇所のうち、29箇所（70.7%）が改善され、8戸においては全ての指導箇所が改善された（図6）。

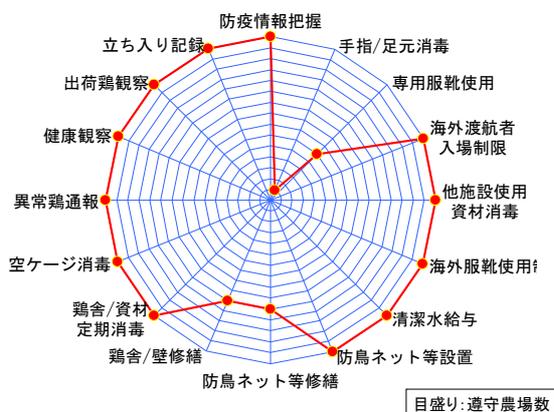


図5 遵守状況確認結果の概要

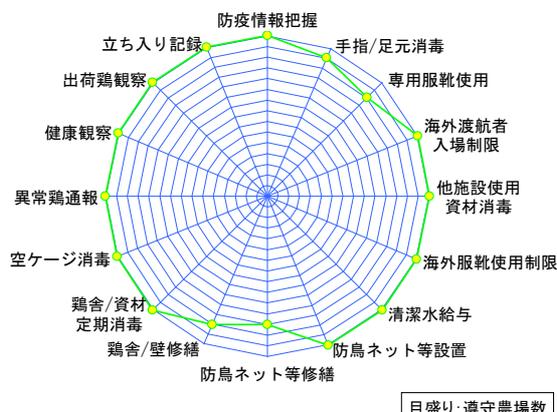


図6 改善状況確認結果の概要

2 工夫した改善事例

手指用消毒薬の置き場は、木枠に廃材を打ち付けたり、壁に釘を打って凧糸で結ぶ等、低コストでかつ実用性の高い工夫が見られた（写真2）。

また、鶏舎専用の靴置き場は、手作りの靴箱、安価なラックの利用や、汚れ防止としてレジ袋と洗濯バサミを利用する等工夫が見られ、いくつかの農場では組合の斡旋で、安価に入手した例もあった（写真3）。

さらに、防鳥ネットの隙間は、寒冷紗や防鳥ネットの切れ端を大きく二重に張る等の工夫や（写真4）、鶏舎の隙間も、廃材、不要ケージ及び防鳥ネットや寒冷紗の切れ端を利用した工夫も見られた（写真5）。



写真2 手指用消毒薬の設置例



写真3 専用靴の設置例



写真4 防鳥ネットの隙間対策



写真5 鶏舎の隙間対策

ま と め

今回、組合が組織的に防疫強化に取り組み、組合全農場において基準の遵守率が向上し、組合全体の防疫対策の強化が図られた。

このように、一定の効果が得られた要因としては、①関係者一同の中での組合長の決意表明により各農場管理者の目標と責務が明確化されたこと、②各農場の取り組み状況を共有化し、進捗状況の透明化ができたことで、目標に向けた連帯感と良い意味での競争心が芽生えたこと、さらには、③優れた工夫事例の紹介や、相互の意見交換を行うことで、低コストで簡便な方法の情報交換ができたこと

と考える。

今後、他地域の養鶏場の防疫レベルを更に向上するためには、今回、組合で行った「組織的な取り組み方法」を取り入れることが有効と考えるが、それには、①地域の畜産会養鶏部会長等の強いリーダーシップのもとでの取り組みをスタートすること、②養鶏部会、市町村及び家保が指導チームを構成し、各農場の取り組み状況を調査し講習等で共有化すること、さらには、③指導チームが優良事例集を作成し、講習会等でその事例を紹介し、意見交換の場を設ける等、地域参加型の取り組みが重要となる。

引用文献

- 1) 高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム：平成22年度高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査の中間取りまとめ(2011)
- 2) 農林水産大臣公表：高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針(2011)